

教育実習申込み要項

令和 7 年 5 月
米子東高等学校

1 申込み受付期間

実習前年度の 5 月 1 日から 6 月 3 0 日（郵送必着）

2 受け入れの条件

- （1）本校卒業生であること。
- （2）教職につく予定であること。
- （3）在籍している大学での実習が不可能であること。

3 教育実習受け入れ人数及び期間

- （1）前期（5 月～6 月）8 名、後期（9 月）8 名の計 1 6 名以内、なおかつ各教科原則 2 名以内（ただし、家庭科・情報科は 1 名）とする。
- （2）期間は原則 2 週間または 3 週間とする。
- （3）実習の可否も含め、希望通りにならないこともある。

4 提出方法等

（1）提出書類

①「鳥取県立米子東高等学校 教育実習申込書」（用紙は本校ホームページからダウンロードするか本校まで取りに来てください。）

②連絡用返信封筒 3 部

（長形 3 号。本人宛の住所・氏名を記入し、8 4 円切手を貼ってください。）

（2）提出先

上記提出書類①及び②を本校に直接持参するか、下記に郵送してください。（受付期間必着）

〒683-0051

鳥取県米子市勝田町 1 番地

鳥取県立米子東高等学校 教務部 宛

※封筒には「教育実習申込書在中」と明記してください。

5 教育実習受け入れの決定

- （1）申込み後、実習前年度 8 月に面接による選考を実施します。
- （2）本校教務部から連絡をしますので、指定された日時に来校してください。
- （3）教育実習受諾の可否の通知は、実習前年度 9 月に本人に郵送します。

6 その他

- （1）実習前年度 9 月に教育実習の受諾を得た者で、内諾書が必要な場合は、大学発行の関係書類を提出してください（返信用封筒、切手も併せて提出すること。）。ただし、指導教官や、時期、期間は未定のまま内諾書を発行します。
- （2）本校では、教育実習謝礼金、茶菓子等は受け取りません。
- （3）ノートパソコンを持参してください。

7 提出書類の取り扱いについて

提出書類等の個人情報については、教育実習に関する事務処理及び連絡以外の目的では使用しません。